

令和3年第3回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和3年9月9日(木)

東洋町議会

余 白

令和3年第3回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開 会 令和3年9月9日(木) 午前9時00分宣告

出席議員 (8名) 議長 西岡 尚宏 君 副議長8番 福島 登 君
2番 高畠 俊彦 君 3番 小松 熙 君
4番 武山 裕一 君 5番 小野 正路 君
6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	長崎 正仁 君
教育長	蛭子 浩久 君
会計管理者	北川 晃彦 君
総務課長	生松 克祐 君
税務課長	田岡 いずみ 君
住民課長	築地 仲音 君
産業建設課長	小池 昭平 君
教育次長	大坪 靖幸 君
地域包括支援 センター事務局長	近藤 真人 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	伊吹 真貴博
事務局書記	廣田 知美

議事日程 別紙のとおり

議事のとてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 2番 高畠 俊彦 君 3番 小松 熙 君

令和3年第3回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

令和3年9月9日(木) 午前9時開議

- | | | |
|---------|------------|--------------------------------------|
| [日程第1] | 会議録署名議員の指名 | |
| [日程第2] | 会期の決定 | |
| [日程第3] | 認定第1号 | 令和2年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第4] | 認定第2号 | 令和2年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第5] | 認定第3号 | 令和2年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第6] | 認定第4号 | 令和2年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第7] | 認定第5号 | 令和2年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第8] | 認定第6号 | 令和2年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第9] | 認定第7号 | 令和2年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第10] | 認定第8号 | 令和2年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について |

- [日程第11] 認定第9号 令和2年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第12] 承認第5号 専決処分事項「令和3年度東洋町一般会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第13] 議案第25号 東洋町手数料徴収条例の一部を改正することについて
- [日程第14] 議案第26号 令和3年度東洋町一般会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第15] 議案第27号 令和3年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第16] 議案第28号 令和3年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第17] 議案第29号 令和3年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第18] 議案第30号 令和3年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第19] 議案第31号 東洋町過疎地域持続的発展計画の策定について
- [日程第20] 同意第2号 東洋町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- [日程第21] 同意第3号 東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- [日程第22] 報告第4号 令和2年度財政の健全化判断比率等の報告について

議事のでんまつ

議長

(西岡 尚宏 議長)

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

よって、定足数に達しております。

会議に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症等の予防のため、東洋町議会では、皆さまにマスクの着用と手のアルコール消毒をお願いをしております。

ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

発言者のマスク着用については、着用することとします。

マスク着用については、十分気を付けてください。

これより、令和3年第3回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間： 9時00分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、

会議録署名議員の指名、会期の決定のほか、議案として、決算認定9件、専決補正予算1件、条例1件、補正予算5件、人事2件、その他2件の計20件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から令和3年5月から7月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。

また、令和2年度東洋町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算審査意見書が提出されております。

町長

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会から令和2年度東洋町教育委員会の自己点検・評価シートが提出されております。

次に、閉会中の議員派遣1件について報告があり、代表派遣議員から提出されております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。

松延町長。

(松延 宏幸 町長)

おはようございます。

残暑、厳しき折、また昨日の局地的な大雨ですね、国道55号が通行止めとなっておりますけれども、本日、令和3年9月定例会を招集いたしましたところ、議員全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

昨年同議会でも申しあげましたけれども、本年の9月に入りましても、新型コロナの感染が、第5波として高知県を含めて全国で発症事例の拡大が続いている情勢にあります。

県内におきましても、より感染力が強いとされるデルタ株による感染が広がっているとされております。

高知県は、新型コロナウイルス感染症対応の目安におけるステージを8月20日から9月3日までを非常事態に引き上げましたが、更に9月12日まで延長しております。

また8月27日から9月12日までまん延防止等重点措置の対象区域に高知市が指定されている状況にあります。

本年も、不透明な状況が続くということを再認識し、コロナ禍の社会情勢に対応していかなければなりません。

また国政におきましては、自民党総裁選が9月17日告示、29日投開票という日程が決定をされております。

衆議院議員の任期が10月21日と迫っておりますけれども、解散や総選挙の日程などが、総裁選の影響で流動的な情勢となっております。地方行政といたしましても注視していくとともに、事務執行に臨機応変に対応していかなければならない、と思っております。

本定例会への提出案件でございますが、令和2年度の各会計決算の認定案件9件、条例改正案1件、ワクチン接種の追加費用などに伴います令和3年度の一般会計専決予算1件、令和3年度の特別会計を含む補正予算案5件、人事同意案件2件、報告事項1件、その他の件1件、併せまして、合計20件となっております。委員会等でのご審議も含めまして、適切なご決定をお願いを申し上げます。

それでは提案理由に先立ちまして、若干の行政報告をさせていただきます。

まず、デジタル庁の発足についてでございます。

国におきましては、9月1日にデジタル庁が発足いたしております。デジタル庁は、行政のオンライン化に必要な基盤整備が大きな柱となっておりますけれども、各省庁や各自治体の情報システムの改善、マイナンバーを活用しての行政事務の拡大、カードの普及などを進めることを目的としております。

年末までに作成される重点計画では、マイナンバーカードの普及が重要課題と位置づけられることが想定されておきまして、

県や町も行政手続きのオンライン化等への対応が、一層求められてくることとなります。

ITシステム整備については、地方への負担などに対する具体的な地方支援策等について不透明な部分もあることから、国の動向や進展状況などを見極めながら、特に財政負担についてですね、注視をしていきたいと考えておるところでございます。

次にワクチン接種の状況についてでございますが、本町のワクチン接種につきましては、OGや、医療機関などの協力もいただきながら全職員体制で、4月21日から集団接種に取り組んで参ったところでございます。

優先度の年齢区分といたしましては、まず75歳以上、そして45歳未満の基礎疾患を有する方も含む45歳以上、そして12歳以上と3段階で実施をいたしております。8月22日には、接種希望者への集団接種を無事に終了をいたしております。

現在は、何らかの事情で集団接種の期間中に、接種を受けることができなかった方々を対象に、8月31日と9月7日に1回目の個別接種を実施をしております。9月21日、28日に2回目の接種を予定をしているところでございます。

年齢別接種率でございますけれども、12歳以上～45歳未満は63.7%、45歳～65歳未満が84.3%、65歳以上につきましては、89.4%、平均で83.1%となっているところでございます。

全体での接種率は、85%以上となる見込みでございますけれども、この個別接種で本町でのワクチン接種計画は完了することとなります。

続きまして、東洋町地域振興券についてでございます。

6月議会で予算可決していただきました地域振興券の執行状況について、ご報告をいたします。

議会終了後に、直ちに事務作業に取り組みまして、6月下旬には、全住民を対象に、一人5千円分の振興券の送付を完了したところでございます。

使用期限は12月末としておりますけれども、町への換金率は、9月3日現在で、57.47%となっているところでございます。

最後に、阿南安芸自動車道の進展状況について、ご報告をいたします。既にマスコミ報道にもございましたけれども、阿南安芸自動車道の海陽町多良から野根間におけます、野根インターを含む野根地区の2.2km区間が、住民・国・県・町と設計協議に合意したことによりまして、7月19日に高知市の土佐国道事務所で調印式が執り行われたところでございます。

高規格道路の海部から野根道路では、初の合意でございまして、今後用地買収、建設工事に順次着手していくこととなります。

生見地区、甲浦地区でも同様に設計協議の合意をいただきまして、一日でも早い工事着手に取り組んで参りたい、と改めて思っているところでございます。

現在コロナ禍が継続している社会情勢でございましてけれども、要望活動などにも様々な影響を受けておりますけれども、8の字ネットワークの一部であります、阿南安芸自動車道の早期完成に向けまして、各同盟会などと情報共有して、連携して予算の確保に一層の努力を重ねて参りたい、と考えております。

以上、簡単でございましてけれども、9月定例会での行政報告とさせていただきます。

議長

(西岡 尚宏 議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、2番、高畠俊彦君、並びに3番、小松熙君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。

高畠議会運営委員長。

議会運営委員会委員長

(高畠議会運営委員長)

皆さん、おはようございます。

それでは令和3年第3回定例会議会運営委員会の報告を行います。

9月6日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日9日から、9月14日火曜日までの6日間とする。

運営につきましては、本日の開会日に、提出者から提案理由の説明を受け、本日9日の本会議散会後から、委員会及び議案審査のため休会、14日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。

議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人30分以内、答弁者も30分以内とする。次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人20分以内とする。また、執行部の答弁時間も20分以内とする。なお、

一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。また、反問権も制限時間に含めることとする。

新型コロナウイルス感染症対策として、制限時間を短縮しております。

議案質疑の通告期限は、10日金曜日正午まで、一般質問の通告期限は、9日木曜日午後5時までとする。

なお、人事案件については、質疑、討論を省略し、直ちに審議、採決とする。

次に辺野古新基地建設中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情

次に沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画の断念を国に要請することの要請

次にコロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の3件を総務教育民生常任委員会へ付託する。以上のように決定しました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

(西岡 尚宏 議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月14日までの6日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より異議なしとの声あり)

議長

町長

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月14日までの6日間と決定いたしました。

日程第3、認定第1号、令和2年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第11、認定第9号、令和2年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

(松延 宏幸 町長)

それではご提案を申し上げます。

認定第1号令和2年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。令和3年9月9日提出でございます。

続きまして、認定第2号令和2年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。令和3年9月9日提出でございます。

認定第3号令和2年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。令和3年9月9日提出でございます。

続きまして、認定第4号令和2年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。令和3年9月9日提出でございます。

認定第5号令和2年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。令和3年9月9日提出でございます。

認定第6号令和2年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。令和3年9月9日提出でございます。

認定第7号令和2年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。令和3年9月9日提出でございます。

認定第8号令和2年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。令和3年9月9日提出でございます。

認定第9号令和2年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。令和3年9月9日提出でございます。

提案理由でございます。認定第1号から認定第9号について、一括してご報告を申し上げます。

一般会計では、収入済額は、36億7335万3千円、支出済額は、34億6097万5千円、歳入歳出差引、2億1237万8千円の黒字となっております。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計では、収入済額は、4825万4千円、支出済額は、2億3348万7千円、歳入歳出差引、1億8523万3千円の赤字となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計では、収入済額は、4億7770万8千円、支出済額は、4億7719万6千円、歳入歳出差引、51万2千円の黒字となっております。

10ページでございます。次に、介護保険事業特別会計では、収入済額は、6億725万3千円、支出済額は、5億8281万円、歳入歳出差引、2444万3千円の黒字となっております。

次に、介護サービス事業特別会計では、収入済額は、1341万5120円、支出済額は、1341万4967円、歳入歳出差

引、153円の黒字となっております。

次に、下水道事業特別会計では、収入済額は、2億155万3千円、支出済額は、2億143万5千円、歳入歳出差引、11万8千円の黒字となっております。

次に、簡易水道事業特別会計では、収入済額は、1億569万9千円、支出済額は、1億521万8千円、歳入歳出差引、48万1千円の黒字となっております。

次に、観光施設事業特別会計では、収入済額は、6077万6千円、支出済額は、6067万7千円、歳入歳出差引、9万8千円の黒字となっております。

次に、後期高齢者医療保険事業特別会計では、収入済額は、4948万5千円、支出済額は、4868万円、歳入歳出差引、80万5千円の黒字となっております。

最後に、東洋町全会計では、収入済額は、52億3749万6千円、支出済額は、51億8389万4千円、歳入歳出差引、5360万2千円の黒字となっているところでございます。

また、令和2年度東洋町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算説明の主要施策成果報告書を添付しております。地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況につきましては、決算書の367ページから371ページに掲げております。

なお、決算の内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

(西岡 尚宏 議長)

生松総務課長。

議長

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

それでは私から、令和2年度東洋町決算報告資料にて、決算のご説明をさせていただきます。この資料でございます。1ページをご覧ください。はじめにお断りとして、この資料において、ページの参照と記載しておりますものにつきましては、この資料のグラフ、表並びに決算書に掲載しておりますので、説明時もしくは後ほど参照いただきますようお願い申し上げます。

それと、決算額につきましては、円単位まで記載しておりますが、この説明では、千円単位未満は省略させていただきますのでご了承いただきたいと思っております。

それでは、令和2年度東洋町歳入歳出決算、1. 決算全体の状況についてご説明させていただきます。①収入済額全体は、52億3749万6千円で、前年度比では、4億1626万2千円の増額、率にいたしますと7.95%増となっております。うち、一般会計収入済額は、36億7335万3千円で、前年度比では、4億1132万1千円の増額、率にいたしますと11.2%増となっております。次に、特別会計全体の収入済額は、15億6414万3千円で、前年度比では、494万円の増額、率にいたしますと0.32%増となっております。続きまして、②支出済額全体は、51億8389万3千円で、前年度比では、4億3635万1千円の増額、率にいたしますと8.42%増となっております。うち、一般会計の支出済額は、34億6097万4千円で、前年度比では、4億7840万1千円の増額、率にいたしますと13.82%増となっております。次に、特別会計全体の支出済額は、17億2291万9千円で、前年度比では、4204万9千円の減額、率にいたしますと2.44%減となっております。

続きまして、③全会計の翌年度繰越金は、10億550万2千円で、前年度比では、5億7222万1千円の増額、率にいたしますと56.91%増となっております。これの主な増額要因につきましては、集落活動センター建設、地方創生臨時交付金、コロナの分でございます。続きまして、④歳入歳出差引額は、5360万2千円で、うち、一般会計歳入歳出差引額は、2億1237万8千円でございます。

2ページをご覧ください。⑤令和2年度経常収支比率でございます。人件費、扶助費などの経常的経費、それと町税、普通交付税などの経常的収入との比率で表す経常収支比率について、令和2年度の決算においては、令和元年度の97.0%から93.3%と3.7%減少しております。これは、前年度と比較しまして、補助費で減少しております。続きまして、⑥令和2年度実質公債比率でございます。3ヶ年平均でみる、実質公債費比率においては、令和元年度12.6%から12.7%と0.1%増加しております。これは、前年度からの公債費の増加によるものであります。

6ページをご覧ください。2. 一般会計決算の状況についてでございます。①令和2年度一般会計決算額を令和元年度と比較すると、収入済額は、4億1132万1千円の増額、支出済額は、4億7840万1千円の増額となっております。

令和2年度の主な事業でございます。この主な事業の掲載については、各科目ごとに列挙しておりますが、時間の都合上、後ほどご覧いただき、決算審査時にご説明、ご質問を承りたいと思っておりますので、ここでは割愛させていただきます。

10ページをご覧ください。②歳入の状況でございます。ここ

では、各科目ごとに前年度と比較して増減をお示ししており、また、増減額の右側にカッコ書きで記載しております内容につきましては、前年度と比較して、その主な要因を記載しております。ここでの説明は、主なもののみご説明いたしますのでご了承下さい。まず、その中段にございます地方交付税は、8819万9千円、国庫支出金は、3億8282万2千円の増額ということですが、マイナスはすいません黒の三角つけております。これは、地方創生、特別定額給付金が主なものでございます。寄附金は、-2064万6千円で、ふるさと納税、繰入金は、-8353万8千円で、各基金の繰入れが減少したためでございます。差引4億1132万1千円増加しております。

11ページをご覧下さい。③令和2年度の町債でございます。町債は、総額5億2900万円で、その内訳は主に、DMV導入促進事業債3080万円、甲浦集落活動センターなぎ建設事業債1億7510万円、野根地区防災避難施設新築事業債、繰越分でございますが、8660万円となっております。

12ページをご覧ください。④歳出の状況でございます。歳出増減の内容については、各科目の増減額及び主な内訳のみご説明いたします。まず、議会費、4131万2千円で、前年度との比較では、215万7千円減少しております。次に、総務費、総額は、9億8773万円で、前年度との比較では、2億8406万3千円の増加でございます。

主な内訳は、総務管理費 2億8798万6千円で、集落活動センターなぎ建設事業、地方創生交付金、コロナでございますが事業費でございます。次に、民生費、総額は、8億6607万3千円で、前年度との比較では、2億5538万3千円の増加でござ

ございます。主な内訳は、社会福祉費 2 億 5 2 5 9 万 8 千円で、特別定額給付金事業でございます。

1 3 ページに続きます。次に、衛生費、総額は、1 億 6 7 6 1 万 2 千円で、前年度との比較では、6 1 5 6 万 4 千円の減少でございます。主な内訳は、清掃費 5 1 4 3 万 3 千円で、前年度の芸東衛生組合負担金でございます。次に、農林水産業費、総額は、1 億 1 5 2 4 万 9 千円で、前年度との比較では、1 6 5 1 万 4 千円の減少でございます。主な内訳は、林業費 2 0 0 9 万 1 千円で、前年度の林道設計委託分でございます。次に、商工費、総額は、3 4 9 3 万 5 千円で、前年度との比較では、2 9 5 0 万円の減少でございます。主な内訳は、前年度の生見駐車場、川口キャンプ場整備事業でございます。次に、土木費、総額は、2 億 9 2 8 2 万 2 千円で、前年度との比較では、9 9 2 万 1 千円の増加でございます。主な内訳は、道路橋梁費 3 8 4 8 万 4 千円で、野根川橋橋梁補修でございます。

1 4 ページに続きます。次に、消防費、総額は、3 億 1 5 8 3 万 5 千円で、前年度との比較では、2 億 5 2 2 0 万円の増加でございます。主な内訳は、野根地区防災避難施設新築事業でございます。次に、教育費、総額は、1 億 6 5 4 3 万 2 千円で、前年度との比較では、3 2 7 1 万 8 千円の減少でございます。主な内訳は、教育総務費 3 5 5 2 万 9 千円で、前年度の学校の空調設備事業でございます。次に、災害復旧費、総額は、6 2 7 5 万 8 千円で、前年度との比較では、3 1 5 4 万 8 千円の増加でございます。

1 5 ページに続きます。主な内訳は、公共土木施設災害復旧費 2 1 9 1 万円で、これは町道日曾谷、川口ですけども日曾谷三十

郎線工事でございます。次に、公債費、総額は、4億1121万1千円で、前年度との比較では、1472万円の増加でございます。続きまして、⑤基金の状況でございます。令和3年3月31日現在、基金の現金・有価証券の主な残高は、財政調整基金で1億2160万円、施設整備基金で1億3272万9千円、減債基金で9372万円、これ国債を含んでおります。地域福祉基金で5170万6千円、ふるさとづくり基金で9517万7千円、防災対策加速化基金で5227万円、森林環境譲与税基金で1434万6千円などで、合計6億3003万5千円、前年度比では、3505万8千円減少しております。また、介護給付費準備金、奨学基金、土地開発基金、国民健康保険高額療養費貸付基金の状況は、決算書の280ページ、360ページ（367ページ）から371ページを載せておりますので後ほど参照いただきたいと思います。

16ページをご覧ください。⑥町債の状況でございます。令和2年度末の町債の主な残高は、公共事業等債2億8949万円、緊急防災・減災事業債7億7084万3千円、過疎対策事業債17億3923万8千円、臨時財政対策債9億2278万6千円などで、総額40億9343万3千円の残高、前年度比では、1億3490万6千円増加しております。

25ページをご覧ください。3. 特別会計決算の状況でございます。特別会計全体の決算額について、収入済額では、15億6414万3千円、前年度比では、494万円の増額、率にいたしますと0.32%増となっております。次に、支出済額では、17億2291万9千円で、前年度比では、4204万9千円の減額、率にいたしますと2.44%減となっております。

続きまして、各特別会計でございます。①住宅新築資金等貸付事業特別会計については、収入済額では、4825万4千円、前年度比では、1512万4千円の増額、率にいたしますと31.34%増となっております。これは、滞納処分による県補助金が増加したことによるものでございます。

次に支出済額では、2億3348万7千円で、前年度比では、2654万4千円の減額、率にいたしますと11.37%減となっております。歳入歳出差引では、-1億8523万3千円の赤字決算となっております。

次に、②国民健康保険事業特別会計について、収入済額では、4億7770万7千円で、前年度比では、1091万9千円の減額、率にいたしますと2.29%減となっております

次に、支出済額では、4億7719万6千円で、前年度比では、1082万8千円の減額、率にいたしますと2.27%減となっております。歳入歳出差引では、51万1千円の黒字決算となっております。

26ページをご覧ください。次に、③介護保険事業特別会計について、収入済額では、6億725万2千円で、前年度比では、183万9千円の増額、率にいたしますと0.30%増となっております。

次に、支出済額では、5億8280万9千円で、前年度比では、606万2千円の減額、率にいたしますと1.04%減となっております。歳入歳出差引では、2444万2千円の黒字決算となっております。

次に、④介護サービス事業特別会計について、収入済額では、1341万5千円で、前年度比では、27万4千円の増額、率に

いたしますと2.04%増となっております。

次に、支出済額では、1341万4千円で、前年度比では、27万4千円の増額、率にいたしますと2.04%増となっております。歳入歳出差引では、153円の黒字決算となっております。

次に、⑤下水道事業特別会計について、収入済額では、2億155万3千円で、前年度比では、5426万7千円の増額、率にいたしますと26.92%増となっております。

次に、支出済額では、2億143万4千円で、前年度比では、5449万円の増額、率にいたしますと27.05%増となっております。これは甲浦浄化センター設備更新事業によるものでございます。

27ページに続きます。歳入歳出差引では、11万8千円の黒字決算となっております。

次に、⑥簡易水道事業特別会計について、収入済額では、1億569万9千円で、前年度比では、4922万5千円の減額、率にいたしますと46.57%減となっております。

次に、支出済額では1億521万8千円で、前年度比では、4964万8千円の減額、率にいたしますと47.19%減となっております。これは、前年度の川口、相間地区取水施設等整備工事によるものでございます。歳入歳出差引では、48万1千円の黒字決算となっております。

次に、⑦観光施設事業特別会計について、収入済額では、6077万5千円で、前年度比では、755万4千円の減額、率にいたしますと12.43%減となっております。

次に支出済額では、6067万7千円で、前年度比では、579万2千円の減額、率にいたしますと9.55%減となっております。

ます。歳入歳出差引では、9万8千円の黒字決算となっております。

28ページをご覧ください。最後に、⑧後期高齢者医療保険事業特別会計について、収入済額では、4948万5千円で、前年度比では、113万4千円の増額、率にいたしますと2.29%増となっております。支出済額では、4868万円で、前年度比では、206万2千円の増額、率にいたしますと4.24%増となっております。歳入歳出差引では、80万4千円の黒字決算となっております。

以上でございます。なお、グラフ及び表につきましては、後ほどご参照いただきますようお願い申し上げます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(西岡 尚宏 議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明は、すべて終わりました。ここでお諮りいたします。

認定第1号、令和2年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、認定第9号、令和2年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての9件は、質疑を省略し、議会委員会条例第5条の規定による、議長を除く7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までの9件は、質疑を省略

議長

し、議長を除く7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

暫時、休憩します。

(決算審査名簿配布)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布した名簿のとおり、2番高島俊彦君、3番小松熙君、4番武山裕一君、5番小野正路君、6番今宮裕明君、7番田島毅三夫君、8番福島登君を指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(議席より異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定いたしました。ただいま選任されました特別委員の方々は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行って下さい。場所は議員控え室でお願いをいたします。なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。また、正副委員長がおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、直ちに議長へ提出して下さい。

ここで、15分間の休憩をいたします。再開は10時05分です。

(休憩時間：9時52分) (正副委員長の互選)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：10時05分)

決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告します。委員長に小松熙君、副委員長に今宮裕明君、以上であります。

日程第12、承認第5号、専決処分事項令和3年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件から、日程第19、議案第31号、東洋町過疎地域持続的発展計画の策定についてまでの8件を、この際一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。直ちに、提出者の説明を求めます。松延町長。

(松延 宏幸 町長)

承認第5号でございます。専決処分事項、令和3年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和3年9月9日提出でございます。提案理由でございます。国において、新型コロナウイルスワクチン接種負担金の時間外及び休日の接種費用の上乗せが示されたことに伴いまして、予算の追加、また子育て世帯生活支援特別給付金を支給するために令和3年7月2日に専決処分させて

町長

いただいております。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第25号東洋町手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和3年9月9日提出でございます。提案理由でございます。主な改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正によりまして、マイナンバーカードの再交付手数料を廃止しようとするものでございます。なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

続きまして議案第26号令和3年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和3年9月9日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ1億4524万7千円を追加をいたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2759万6千円とするものでございます。歳入では、地方交付税、分担金及び負担金、国及び県支出金、諸収入、町債を計上をいたしております。歳出では、職員用のパソコン購入費、基金積立金、電算室エアコン取付工事費、银杏保育園修繕費、町道改良工事費、野根小中学校修繕費などを計上をいたしております。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして議案第27号令和3年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和3年9月9日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ2896万6千円を追加をいたしまして、予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ6億1825万6千円とするものでございます。歳入では、国及び県支出金、繰入金、繰越金を計上しております。

歳出では、システムの改修費、給付費還付金、準備基金積立金などを計上いたしております。なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

続きまして議案第28号令和3年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和3年9月9日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ追加はございませんが、債務負担行為を定めようとするものでございます。なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続きまして議案第29号令和3年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和3年9月9日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ550万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4146万4千円とするものでございます。歳入では、町債を計上をいたしております。歳出では、相間地区配水管延長工事費などを計上をいたしております。なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第30号令和3年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和3年9月9日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ65万5千円を追加をいたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ6271

万5千円とするものでございます。歳入では、観光施設事業収入を計上しております。歳出では、海の駅修繕費などを計上しております。なお、内容につきましては、産業建設課長が説明を致します。

続きまして議案第31号東洋町過疎地域持続的発展計画の策定について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和3年9月9日提出でございます。提案理由でございます。本町では、過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして、平成28年度から令和2年度までの5ヶ年計画を策定しておりました。今回、計画期間が満了いたしまして、令和3年度から新たな過疎の特別措置法が制定されましたので、令和3年度から令和7年度までの5ヶ年計画を策定しようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。以上でございます。

議長

(西岡 尚宏 議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

おはようございます。それでは私から、承認第5号、専決処分事項、令和3年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、ご説明をいたします。予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正について、歳入歳出それぞれ646万3千円を計上し、予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8234万9千円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

<p>議長</p>	<p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>それでは、議案第25号東洋町手数料徴収条例の一部を改正することについてご説明をいたします。第3回東洋町議会定例会資料としまして、議案関係資料と新旧対照条文をお配りしております。新旧対照条文よりご説明させていただきます。1ページをお願いします。東洋町手数料徴収条例の一部を改正する条例、第2条第1項第24号の通知カードの再交付手数料、1件につき500円及び第25号、個人番号カードの再交付手数料、1件につき800円を削除しております。</p> <p>第24号の個人番号をお知らせするための通知カードは、平成27年10月に全ての住民の方に、簡易書留で送付されているものです。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、令和2年5月25日から通知カードが廃止されたため、今回、通知カードの再交付手数料に関する規定を削除しております。</p> <p>続いて第25号の個人番号カードは、同法律の一部改正に伴い、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化されたため、令和3年9月1日から再発行手数料の徴収をする必要がなくなりましたので、個人番号カードの再交付手数料に関する規定を削除しております。</p> <p>次に第27号の各種証明手数料、1枚について300円を、1</p>

	<p>件について300円に改正しております。今までは、証明書が複数枚に渡る場合、1枚につき300円ずつ徴収しておりましたが、公印の押印1件につき300円へ改正させていただいております。この条例は、交付の日から施行し、令和3年9月1日から適用になります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p>
	<p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p>
	<p>それでは私から議案第26号、令和3年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについて、ご説明をいたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の補正について、歳入歳出それぞれ1億4524万7千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2759万6千円とするものでございます。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p>
	<p>近藤地域包括支援センター事務局長。</p>
地域包括支援センター事務局長	<p>(近藤 真人 地域包括支援センター事務局長)</p> <p>それでは私の方から議案第27号令和3年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについてご説明いた</p>

	<p>します。今回の補正は歳入歳出それぞれ2896万6千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1825万6千円とするもので、歳入では保険給付費等の追加分の受け入れや前年度からの繰入金など、歳出では保険給付費等の返還金や準備基金積立金などを追加するものとなっております。予算書の2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>それでは私のほうから議案第28号から議案第30号までについてご説明させていただきます。</p> <p>まず初めに議案第28号です。令和3年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出の総額に変更はございません。債務負担行為の事項一款及び限度額を下げようとするものでございます。2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>続きまして、令和3年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出それぞれ550万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4146万4千円とするものでございます。2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>

続きまして議案30号です。令和3年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお願いします。歳入歳出それぞれ65万5千円をついかし、予算総額を歳入歳出それぞれ6271万5千円とするものでございます。2ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

議長

(西岡 尚宏 議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

それでは私から議案第31号、東洋町過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明をいたします。

資料は東洋町過疎地域持続的発展計画案というものと、薄っぺらいものですが令和3年度概算事業計画というこの2枚でございます。それではご説明をいたします。今回、本町の過疎計画は令和2年度をもって計画期間が満了になりました。そして、新たな過疎の特別措置法により、令和3年度から令和7年度までの5ヶ年計画を策定するものでございます。その計画がこの分厚い冊子のものでございます。この計画を策定することによりまして、過疎債の借入をすることができます。有利な起債を本町がすることによりまして、本町の財政負担の軽減を図って参りたいと思っております。以前の過疎計画では、5年間計画をお示ししておりましたが、この薄っぺらい令和3年度の概算事業というものでございますけども、これが以前は5年間のお示しすることになっておりましたが、今回新たな特別措置法では3年度計画ごとになり

ました。この冊子については5年計画になっておりますが、薄い概算事業計画は3年度計画ということで、今回お示ししております計画の分は令和3年度分のみとなっております。

この計画では、また後ほどご参照いただきたいと思いますが、令和3年度の計画では事業内容といたしまして高知県新食肉センター施設整備負担金事業ですとか、種子島周辺漁業対策事業、野根川橋橋梁修繕耐震補強事業、DMV導入促進事業、簡易水道耐震管路更新事業、甲浦地区公民館耐震化工事事業などがございます。以前の過疎計画の内容も盛り込みまして概算事業費は、すいません、甲浦地区公民館改修工事などがございまして、令和3年度におきましては概算総事業費として3億3625万1千円としております。また、この新しい過疎計画は以前の過疎計画から追加、変更、削除してございまして事業内容も同事業のものもございりますが、またこの計画書につきましては、後ほどご参照いただければと思っております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(西岡 尚宏 議長)

以上で一括議題とした提出案件の説明がすべて終わりました。

ここで15分間休憩をしたいと思います。

再開は11時20分です。

(休憩時間11時04分)

休憩前に引き続き会議を始めます。

会議を始める前に、簡易水道の説明で数字が間違っていましたので、小池産業建設課長から説明があります。

小池産業建設課長。

議長

産業建設課長

(小池 昭平 産業建設課長)

大変申し訳ございません。先ほど説明させていただきました東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号の中で予算書の間違ひがありましたので申し訳ございませんが訂正をお願いしたいと思います。予算書7ページ…

(議長より、開いたかの確認あり)

特別会計補正予算の7ページを申し訳ございませんお聞きください。よろしいでしょうか。その中で6款町債の1節簡易水道事業債の説明の欄ですが簡易水道事業債230万円、過疎対策事業債220万円と記載してありますが、正しくは簡易水道事業債が280万円、過疎対策事業債が270万円です。大変申し訳ございませんでした。訂正をお願いします。

議長

(西岡 尚宏 議長)

わかりましたか。いいですか。

それでは日程第20、同意第2号東洋町監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸 町長)

同意第2号でございます。東洋町監査委員の選任につき同意を求めることについて、次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和3年9月9日提出でございます。

氏名は弘田賀軌氏でございます。生年月日は昭和28年2月7

日となっております。住所は高知県安芸郡東洋町大字白浜77番地1、任期は令和3年9月12日から令和7年9月11日となっております。

提案理由でございますが、令和3年9月11日をもって監査委員の弘田委員が任期満了となります。引き続き、弘田委員を選任したいと存じますので、よろしく願いいたします。別紙に身上調書をつけておりますので、ご参照を願います。

(西岡 尚宏 議長)

提出者の説明が終わりました。本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(議席より異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第2号、東洋町監査委員の選任につき同意を求めることについての件を採決します。この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は7名であります。議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、武山裕一君、並びに5番、小野正路君を指名します。

投票用紙を配布させます。(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。投票用紙の配布漏れ

議長

はありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。(投票箱点検)

異常なしと認めます。これより投票に入ります。2番議員より、
順次、投票願います。投票漏れはありませんか。

(議席よりなしとの声)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。開票を行います。

4番武山裕一君、並びに5番小野正路君、立会いをお願いしま
す。投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。
有効投票中、賛成6票、反対1票。以上のおりであります。

よって、同意第2号、東洋町監査委員の選任につき同意を求め
ることについての件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。(議場閉鎖解除)

日程第21、同意第3号、東洋町固定資産評価審査委員会の委
員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

(松延 宏幸 町長)

同意第3号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につ
き同意を求めることについて、次の者を東洋町固定資産評価審査
委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規
定により、議会の同意を求めます。令和3年9月9日提出でござい
ます。

町長

議長

氏名は山崎雄史氏でございます。生年月日は昭和26年10月16日となっております。住所は高知県安芸郡東洋町大字野根乙217番地1、任期は令和3年9月9日から令和6年9月8日までとなっております。

提案理由でございます。令和3年6月23日をもって固定資産評価審査委員の山崎委員が任期満了となっております。引き続き、山崎委員を選任したいと存じますので、よろしくお願いをいたします。身上調書は別紙のとおりとなっております。ご参照願います。よろしくお願いいたします。

(西岡 尚宏 議長)

提出者の説明が終わりました。本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(議席より異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第3号東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件を採決します。この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番今宮裕明君、並びに7番田島毅三夫君を指名します。

投票用紙を配布させます。(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投

票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。(投票箱点検)

異常なしと認めます。これより投票に入ります。2番議員より、順次、投票願います。投票漏れはありませんか。

(議席よりなしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。開票を行います。6番今宮裕明君、並びに7番田島毅三夫君、立会いをお願いいたします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。有効投票中、賛成7票、反対0票。以上のとおりであります。

よって、同意第3号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。(議場閉鎖解除)

日程第22、報告第4号令和2年度財政の健全化判断比率等の報告についての、報告を求めます。松延町長。

(松延 宏幸 町長)

報告第4号でございます。

令和2年度財政の健全化判断比率等の報告について、地方公共

町長

議長

団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、ご報告を申し上げます。毎年度、健全化判断比率等を監査委員の審査に付して議会に報告しなければならない指標は下記のとおりでございます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率共に該当はございません。実質公債費比率は12.7%、将来負担比率は67.8%となっております。資金不足比率も該当はございません。以上でございます。

(西岡 尚宏 議長)

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会後から休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、14日午前9時から再開したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(議席より異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。

次の議会放送は14日、午前9時から開始いたします。

これにて議会放送を終了いたします。

どうもお疲れさまでございました。

(散会時間：11時36分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員